北海道医師会館９階理事会室

第１回常任理事会

日　時　令和２年４月７日(火) 18：00 ～ 18：20
場　所　北海道医師会館９階・理事会室
出席者　長瀬会長、深澤・藤原・佐古各副会長、北野・三戸・藤井・橋本・水谷・山科・岡部・伊藤・生駒・笹本・櫻井・青木・荒木各常任理事、藤瀬・篠島・外園各監事
（事務局：安達事務局長ほか11名）

協議事項

第１号　母体保護法指定医師審査委員会委員の変更に関する件（三戸常任理事）

医育機関選出委員の退官ならびに人事異動に伴う道庁選出委員の変更により、２名の交代について承認決定。

第２号　北海道認知症疾患医療連携協議会委員の推薦に関する件（三戸常任理事）

藤原副会長を推薦することと決定。

第３号　北海道感染症危機管理対策協議会および新型コロナウイルス感染症対策専門会議の委員の推薦に関する件（三戸常任理事）

三戸常任理事を推薦することと決定。

第４号　北海道医師会職員貸付金の利率に関する件（三戸常任理事）

長期プライムレート、住宅ローン利率等を勘案し、昨年度と同様の1.60％にすることと決定。

第５号　個人情報保護管理体制・特定個人情報等保護管理体制の一部改正に関する件（三戸常任理事）

４月１日付けで当会の機構改革が行われたことに伴い、同日付で個人情報保護および特定個人情報等保護管理体制の一部改正を行うことと決定。

第６号　第１回郡市医師会長協議会［５月30日（土）］の開催に関する件（三戸常任理事）

第１回郡市医師会長協議会を５月30日（土）午後４時から開催することと決定。

第７号　第１回理事会（書面開催）の議案に関する件（三戸常任理事）

書面審査にて開催する第１回理事会の議案について承認決定。

第８号　日本医師会生涯教育講座等の認定に関する件（櫻井常任理事）

申請のあった日医生涯教育講座１件を承認することと決定。

第９号　その他

⑴　４月行事予定に関する件（事務局）

⑵　令和２年度主行事予定に関する件（事務局）

報告事項

１．都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会［３月27日（金）ならびに４月３日（金）・TV会議］について（三戸常任理事）

第５回協議会では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う都道府県医師会へのお願いがあったほか、医療保険制度の主な対応状況・医業経営状況等の把握について説明があった。当会からは伊藤常任理事より、保険適応のない薬剤を使用した場合に支払機関で査定されないよう厚生労働省へ要望いただきたいこと、長瀬会長ならびに小職からは、北海道知事の緊急事態宣言後の陽性者推移、PCR検査実施状況や感染防護具の不足の声等について発言した。第６回協議会では、「医療危機的状況宣言」「濃厚接触による自主的な就業制限、施設の使用制限に関する日本医師会の考え方について」など７項目について説明があり、長瀬会長より厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えた時に備えた入院医療提供体制等の整備について」の通知を受け、当会と病院団体等が連携を図り、北海道の医療提供体制を強化する仕組みを検討すると発言した。次回は４月10日に開催する予定。

第２回常任理事会

日　時　令和２年４月28日(火) 18：00 ～ 18：28
場　所　北海道医師会館９階・理事会室
出席者　深澤・藤原・佐古各副会長、北野・三戸・目黒・藤井・橋本・水谷・山科・岡部・伊藤・生駒・笹本・櫻井・青木・荒木各常任理事、外園監事
（事務局：柴田事務局次長ほか11名）

協議事項

第１号　母体保護法指定医師の指定に関する件（目黒常任理事）

４月15日の審査委員会で指定可とされた新規申請者２名、再審申請者１名の計３名を指定医師とすることと決定。

第２号　日本医師会認定産業医の認定申請に関する件（生駒常任理事）

認定要件を満たした新規申請者15名と更新申請者40名を承認し、日医へ申請することと決定。

第３号　日本医師会認定健康スポーツ医の認定申請に関する件（三戸常任理事）

認定要件を満たした新規申請者３名を承認し、日医へ申請することと決定。

第４号　日本医師会生涯教育講座等の認定に関する件（櫻井常任理事）

申請のあった日医生涯教育講座３件を承認することと決定。

第５号　事務連絡協議会［５月22日（金）］の開催中止に関する件（目黒常任理事）

毎年開催している全道医師会・医師国保組合事務連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年度の開催を中止することと決定。

第６号　その他

⑴　５月行事予定に関する件（事務局）

報告事項

１．緊急事態対応における北海道医師会･病院団体等との連携体制強化に関する打合せ　［４月８日（水）］について（藤原副会長）

四病院団体から新型コロナウイルス感染症の対応として、医療体制の構築、関係施設等への周知、検査キットの確保等の要望内容について説明があった。今回の要望を受け、当会では、大規模災害発生時や新興・再興感染症の国内感染拡大等の緊急事態の対応において、北海道と各病院団体等が連携し、必要な体制整備をすることを目的とした、緊急事態対応における北海道医師会・病院団体等との連携協議会を設置することを決定した。その後、北海道より新型コロナウイルス感染症の発生状況、入院医療確保に向けた今後の取組等の情報提供があった。

２．第１回緊急事態対応における北海道医師会・病院団体等との連携協議会　［４月22日（水）］について（藤原副会長）

北海道より新型コロナウイルス感染症陽性患者（軽症者・無症状者）の宿泊療養の設置について説明があった。宿泊療養施設設置に伴い北海道知事より「COVID-19 JMAT」派遣要請があり、当会より本協議会構成団体へ派遣協力依頼を行う旨説明があった。また、今回の協議内容を要望書にまとめ、北海道知事へ提出することを決定した。

３．都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会［４月10日（金）、４月17日（金）ならびに４月24日（金）・TV会議］について（三戸常任理事）

第７回（４月10日）では、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議での議論、宿泊療養のマニュアル、自宅療養中の患者へのフォローアップおよび感染管理対策などの説明があった。また、JMAT活動の特例として、「COVID-19 JMAT」と称し、JMATの要請があった都道府県に派遣を決定したことの報告があり､派遣の際の協力が求められた。第８回（４月17日）では、厚生労働省からテレビ会議システムを利用して、橋本岳副大臣、自見はな子厚生労働大臣政務官から挨拶があり、新型コロナウイルス感染症への日頃の対応への感謝が述べられ、引き続き協力依頼があった。その後、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大された経緯のほか、地域におけるPCR検査外来体制の構築、自宅療養等に係るフォローアップ体制の構築などについて説明があった。第９回（４月24日）では、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が公表した「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」、地域外来・検査センターや宿泊療養施設における検体採取、「COVID-19 JMAT」の派遣状況などの説明があった。現状を鑑み、５月も本協議会は毎週金曜日に開催することとなった。

４．日医理事会報告（長瀬会長、代読・事務局）

第７回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会の件、中医協の件等の報告と、第147回日本医師会定例代議員会および第148回日本医師会臨時代議員会開催の件、医師の働き方改革における評価機能の件等につき協議した。また事前の理事打合会において、緊急事態宣言について、輸血用血液製剤の供給・備蓄に関するアンケートについて、６月定例代議員会開催と公益法人法との兼ね合いについての意見交換を行った。理事会の詳細については日医ニュース等を参照されたい。

５．外部各委員会報告

⑴　新型コロナウイルス感染症対策専門会議［第１回４月16日（木）、第２回４月27日（月）・書面開催］について（三戸常任理事）

第１回は札幌圏域において連日二桁の患者が確認され、週末にも病床がひっ迫するおそれがあることから、４月20日（月）から札幌市を中心に宿泊療養を開始することについて審議し、第２回はオンコール体制の拡充等により健康管理を強化することを前提に、陽性確認された軽症者について、病院への入院を経ることなく宿泊療養に移行することを審議した。

６．各部報告

⑴　特定健康診査集合契約について（三戸常任理事）

今年度の代表保険者である北海道市町村職員共済組合ほか941保険者と４月１日付けで契約を締結した。集合契約参加医療機関数は1,491件、そのうち代行入力希望医療機関数は508件である。なお、昨年度の健診データ電子化代行件数は8,947件であった。

⑵　北海道有朋高等学校通信制課程協力校受講生定期健康診断の委託契約について（三戸常任理事）

平成23年から毎年協力している北海道有朋高等学校通信制課程協力校受講生定期健康診断について、４月16日付で今年度の委託契約を締結した。契約期間は、令和２年５月11日から７月

31日までで、健診単価は昨年度と同額である。今年度の受診予定者は32校812名であり、325医療機関にご協力いただく。

7．その他

⑴　会員数について（目黒常任理事）

令和２年３月31日現在の当会会員数は8,245名で、内訳はA会員2,404名、Ｂ１会員611名、Ｂ２会員4,642名、Ｃ１会員95名、Ｃ２会員125名、Ｃ３会員368名となった。なお、日医会員数は5,777名となっている。

⑵　SMS（ショートメッセージサービス）による緊急時一斉送信について（総務課）

大型連休などの長期休暇等で通常の連絡方法では連絡が付きづらい場合や、緊急を要する場合などに活用すべく、会長・副会長・常任理事へ緊急時のSMS（ショートメッセージサービス）による一斉送信の体制につき確認した。

北海道医報へのご投稿等について

◇広報委員会◇

北海道医師会では、会員の皆さまから「学術投稿」「会員のひろば」等各種原稿を下記要領にて募集しております。是非ともご投稿いただきたくお願い申し上げます。

なお、写真作品のご投稿につきましては、ホームページに「フォトギャラリー」を設けておりますので、ご応募ください。

投稿要領

１．原稿の締切

毎月10日までにいただいたものは原則として翌月号に掲載となります。ただし、「会員のひろば」については、受付状況により掲載号を決定します。

できるだけメール等の電子メディアでお寄せください。

２．原稿の体裁と字数制限

⑴　原則として横書きといたします。

⑵　引用文以外は、すべて当用漢字、現代かなづかいを使用してください。

⑶　誤字、脱字、明らかな間違い等は広報委員会において訂正いたします。

⑷　１回の掲載紙面は、原則として２頁、**「会員のひろば」は１頁**を限度とします。
医報１頁は約2,200文字です。ただし、タイトル、写真、図表等を含んでおりませんのでご考慮ください。

⑸　長文原稿および連載物は、広報委員会にて採否決定の上で分割掲載、掲載号等を決めさせていただきます。

３．原稿の訂正、返却

次の場合は、広報委員会の決定に基づき、執筆者に対し訂正を求めるか、または返却いたします。

⑴　特定の個人・団体を誹謗、中傷する内容

⑵　匿名の投稿

⑶　本誌以外に既掲載のもの、あるいは投稿中のもの（二重投稿）
ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない

⑷　その他掲載に支障がある内容

４．ホームページへの掲載

特にお申し出のないかぎりホームページに掲載されますので、予めご了承ください。

連絡先：北海道医師会事業第一課
TEL 011-231-7661　FAX 011-241-3090
E-mail：ihou@m.doui.jp